

令和5年第3回幸田町議会定例会会議録（第5号）

議事日程

令和5年9月27日（水曜日）午前9時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

- 日程第2 第47号議案 幸田町災害派遣手当の支給に関する条例の一部改正について
第48号議案 幸田町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
第49号議案 幸田町会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正について
第50号議案 幸田町火災予防条例の一部改正について
第51号議案 工事の請負契約について
第52号議案 町道路線の認定及び廃止について
第53号議案 令和5年度幸田町一般会計補正予算（第4号）
第54号議案 令和5年度幸田町土地取得特別会計補正予算（第1号）
第55号議案 令和5年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
第56号議案 令和5年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第1号）
第57号議案 令和5年度幸田町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
認定第1号 令和4年度幸田町一般会計歳入歳出決算認定について
認定第2号 令和4年度幸田町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
認定第3号 令和4年度幸田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第4号 令和4年度幸田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
認定第5号 令和4年度幸田町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第6号 令和4年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第7号 令和4年度幸田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第8号 令和4年度幸田町水道事業会計利益の処分及び決算認定について
認定第9号 令和4年度幸田町下水道事業会計決算認定について
陳情第11号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書の提出について
- 日程第3 議員提出議案第4号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書の提出について
議員提出議案第5号 幸田町議會議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について
- 日程第4 第58号議案 令和5年度幸田町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第5 閉会中の委員会行政視察の件

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（16名）

1番 藤本和美君	2番 吉本智明君	3番 野坂純子君
4番 松本忠明君	5番 長谷川進君	6番 岩本知帆君
7番 田境毅君	8番 石原昇君	9番 都築幸夫君
10番 黒木一君	11番 廣野房男君	12番 稲吉照夫君
13番 笹野康男君	14番 丸山千代子君	15番 鈴木久夫君
16番 藤江徹君		

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長 成瀬 敦君	副町長 大竹広行君
教育長 池田和博君	企画部長 成瀬千恵子君
総務部長 林保克君	参事(税務担当) 稲熊公孝君
住民こども部長 三浦正義君	健康福祉部長 山本晴彦君
参事(健康保健担当) 金澤一徳君	環境経済部長 鳥居靖久君
建設部長 内田守君	上下水道部長 石川正樹君
消防長 小山哲夫君	教育部長 菅沼秀浩君
監査委員 大浦裕君	

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事務局長 大須賀龍二君

○議長（藤江徹君） 皆さん、おはようございます。

何かと御多忙のところ、長期間にわたり、熱心に御審議を賜り、ありがとうございます。

ただいまの出席議員は、16名であります。定足数に達しておりますから、これから本日の会議を開きます。

開議 午前 9時00分

○議長（藤江徹君） 本日、説明のため出席を求めた者は、理事者14名と監査委員1名であります。

議事日程は、本日お手元に配付のとおりでありますから、御了承願います。

日程第1

○議長（藤江徹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、6番 岩本知帆君及び7番 田境毅君を指名いたします。

日程第2

○議長（藤江 徹君）　日程第2、第47号議案から認定第9号議案までの20件及び、陳情第11号の1件を一括議題といたします。

これから、委員長の報告を行います。

初めに、総務教育委員会委員長の報告を求めます。

11番、廣野君。

[11番 廣野房男君 登壇]

○11番（廣野房男君）　皆さん、おはようございます。

総務教育委員会審査結果報告書の朗読をもって、報告といたします。

令和5年9月27日

議長 藤江 徹様

委員長 廣野房男

令和5年第3回幸田町議会定例会において、本委員会に付託された事件について、次のとおり報告します。

議案番号、議案名、概要、結果の順に朗読いたします。

第47号 幸田町災害派遣手当の支給に関する条例の一部改正について

新型インフルエンザ対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律の施行に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第48号 幸田町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

防疫作業手当の特例の見直しに伴い、必要があるから、全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第49号 幸田町会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正について

パートタイム会計年度任用職員に期末手当を支給すること、及びフルタイム会計年度任用職員の期末手当に係る支給要件の見直しに伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第50号 幸田町火災予防条例の一部改正について

消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令の施行に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第51号 工事の請負契約について

岩堀住民広場整備工事の施行に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第53号 令和5年度幸田町一般会計補正予算（第4号）中、歳入全部、歳出10款、15款、10項、15項、35項、55款、70款、第2条、総務教育委員会所管1件、第3条

第1条、歳入全部、1億1,829万2,000円追加。歳出10款、議会費315万円追加、15款総務費、10項総務管理費3万3,000円追加、15項町税費455

万円追加、35項監査委員費50万円追加、55款教育費3,759万1,000円追加、70款諸支出費2,046万8,000円減額。第2条、繰越明許費、防犯交通パトロールカー更新事業342万5,000円追加。第3条、地方債限度額1,000万円減額。

第54号 令和5年度幸田町土地取得特別会計補正予算（第1号）

第1条、歳入全部、9,278万9,000円追加。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

陳情第11号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情書

国に対し、少人数学級のさらなる拡充を含めた定数改善計画を早期に策定し、実施することを初め、2項目の意見書の提出を求める陳情。全員一致をもって採択すべきものと決した。

以上です。

[11番 廣野房男君 降壇]

○議長（藤江 徹君） 次に、福祉産業建設委員会委員長の報告を求めます。

9番、都築君。

[9番 都築幸夫君 登壇]

○9番（都築幸夫君） 皆さん、おはようございます。

福祉産業建設委員会審査結果報告書の朗読をもって、報告させていただきます。

令和5年9月27日

議長 藤江 徹様

委員長 都築幸夫

令和5年第3回幸田町議会定例会において、本委員会に付託された事件について、次のとおり報告します。

議案番号、議案名、概要、結果の順に朗読させていただきます。

第52号 町道路線の認定及び廃止について

道路整備等に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第53号 令和5年度幸田町一般会計補正予算（第4号）中、歳出15款20項、20款、25款、35款、40款、45款、第2条、福祉産業建設委員会所管1件

第1条、歳出、15款総務費、20項戸籍住民基本台帳費150万円追加、20款民生費2,366万4,000円減額、25款衛生費1,340万円追加、35款農林水産業費1,570万円追加、40款商工費90万円追加、45款土木費8,510万円追加。第2条、繰越明許費、維新橋架替事業2,300万円追加。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第55号 令和5年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

第1条、歳入、20款国庫支出金6万5,000円追加、40款繰入金223万6,000円減額、45款繰越金217万1,000円追加。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第56号 令和5年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第1号）

第1条、歳入歳出、1,691万1,000円追加。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第57号 令和5年度幸田町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

第1条、歳入歳出、1,250万円追加。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

以上です。

[9番 都築幸夫君 降壇]

○議長（藤江徹君） 次に、決算特別委員会委員長の報告を求めます。

15番、鈴木君。

[15番 鈴木久夫君 登壇]

○15番（鈴木久夫君） 皆さん、おはようございます。

審査結果報告書の朗読をもって、報告とさせていただきます。

決算特別委員会審査結果報告書

令和5年9月27日

議長 藤江徹様

委員長 鈴木久夫

令和5年第3回幸田町議会定例会において、本委員会に付託された事件について、次のとおり報告します。

議案番号、議案名、概要、結果の順に朗読いたします。

認定第1号 令和4年度幸田町一般会計歳入歳出決算認定について

歳入総額204億4,003万7,133円、歳出総額190億47万8,007円、差引額14億3,955万9,126円。賛成多数をもって原案を認定すべきものと決した。

認定第2号 令和4年度幸田町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

歳入総額10億3,274万2,058円、歳出総額9億6,817万1,874円、差引額6,457万184円。全員一致をもって原案を認定すべきものと決した。

認定第3号 令和4年度幸田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

歳入総額31億9,554万4,755円、歳出総額31億8,837万3,668円、差引額717万1,087円。賛成多数をもって原案を認定すべきものと決した。

認定第4号 令和4年度幸田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

歳入総額5億2,673万1,115円、歳出総額5億2,574万8,315円、差引額98万2,800円。賛成多数をもって原案を認定すべきものと決した。

認定第5号 令和4年度幸田町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

歳入総額22億9,168万6,258円、歳出総額22億3,962万6,035円、差引額5,206万223円。賛成多数をもって原案を認定すべきものと決した。

認定第6号 令和4年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について

歳入総額9,512万3,001円、歳出総額9,512万3,001円、差引額0円。全員一致をもって原案を認定すべきものと決した。

認定第7号 令和4年度幸田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
歳入総額3億7,383万9,533円、歳出総額3億7,383万9,533円、差引額0円。賛成多数をもって原案を認定すべきものと決した。

認定第8号 令和4年度幸田町水道事業会計利益の処分及び決算認定について
収益的収入8億6,014万3,398円、収益的支出7億795万3,594円、資本的収入6,830万3,663円、資本的支出3億5,020万104円。賛成多数をもって原案を可決及び認定すべきものと決した。

認定第9号 令和4年度幸田町下水道事業会計決算認定について
収益的収入7億1,199万6,793円、収益的支出6億8,985万7,708円、資本的収入4億6,173万3,600円、資本的支出5億4,168万6,101円。賛成多数をもって原案を認定すべきものと決した。

以上であります。

[15番 鈴木久夫君 降壇]

○議長（藤江徹君） 以上で、各委員長の報告は終わりました。

これから、委員長の報告に対する質疑を行います。

初めに、総務教育委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤江徹君） 質疑なしとして、以上で、総務教育委員会委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、福祉産業建設委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤江徹君） 以上で、福祉産業建設委員会委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、決算特別委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤江徹君） 以上で、決算特別委員会委員長の報告に対する質疑を終わります。
これをもって、質疑を終結いたします。

これから、上程議案20件と陳情1件について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

14番、丸山君。

[14番 丸山千代子君 登壇]

○14番（丸山千代子君） それでは、議題となっております案件について、順次、反対の立場から討論をしてまいります。

認定第1号 令和4年度幸田町一般会計歳入歳出決算認定についてであります。

令和4年度においては、歳入総額204億4,003万7,000円、歳出総額は190億47万8,000円、差し引くと14億3,955万9,000円でありますが、不

用額を多く生み出し、実質収支は翌年度への繰越明許費 5,320万4,000円を差し引き、13億8,635万5,000円の黒字計上となっております。

現在、町財政を支えている一つとして、ふるさと寄附金の好調によるものでもあります、安定財源とは言えないことは十分承知をしていくべきであります。毎回指摘をしていることでもありますが、コロナ禍や物価高騰にあっても、大企業などは内部留保が過去最大となっており、511兆円にも上っております。貯め込みではなく、大企業に応分の負担を求めるため、資本金10億円以上の大企業に対して、制限税率いっぱいまでの法人町民税の引上げはすべきであります。資本金10億円以上の大企業は幸田町内に52社もあり、全国でも実施をしており、また、不交付団体でも実施していることは明らかであります。制限税率までの引上げを求めます。

ふるさと納税は、寄附者のニーズに応えるため、地場産品の堀り起こし、協力体制の強化を進め好調であり、その取組は評価をするものであります、愛知県内でもトップの33億2,868万8,000円を計上し、町財政にとっては黒字をもたらした要因であります。しかし、寄附を当てにした予算編成は、財政運営を破綻に追い込むものであることは肝に銘じておくことではないでしょうか。

一方、経常収支比率が年々増え、89.7%になったことにも危惧するものであります。町が取り組んでいるスーパーシティ構想や、国が最重要課題と位置づけているデジタル田園都市国家構想によるデジタル化は、一旦見直しを求めます。

政府の個人情報保護委員会がデジタル庁に立入検査するまでに至ったマイナンバーカードをめぐる問題は、頻発するトラブルの深刻さを浮き彫りにするものであります。マイナンバー制度は、プライバシー侵害のリスクが避けられないものであり、マイナンバーカードに個人情報の収集、保管、ひもづけに反対であります。

古民家改修が空き家利活用事業となり、古民館Oggiとして運営が始められましたが、住民合意や使用目的など後づけで事業に踏み切ったため、コワーキングなどの利用は低くとどまっています。オープンしたからには利用しやすい施設としての運営を求めるもので、このトップダウンの施策は検証すべきであります。

長嶺北部地区福祉医療ゾーン構想は、造成費、道路整備など概算工事費28億円という大型事業の計画であり、町財政を圧迫するとして、場所の見直しなどを求めてきました。既に土地取得に向けた地権者の合意も得て、老健の公募も進められるなど、見切り発車であります。スケジュールや財政計画は示すべきと求めます。

国民の大反対にもかかわらず、消費税のインボイス制度が今年10月から強行されようとしております。シルバー人材センターでは、355人の高齢者が生きがいを持って働いております。シルバー人材センターとは委託契約であり、個人事業主になり、課税業者にもなり、インボイス登録が求められてしまいます。これでは、シルバー人材センターの経営、また高齢者の税負担で共に成り立たなくなってしまいます。インボイス制度に反対するとともに、運営助成を求めるものであります。

岸田政権がインボイス導入にしがみつくのは、消費税増税のレールを敷くためであり、消費税は自民党の公約違反の税制であります。消費税は5%に戻し、廃止にすべきと主張するものであります。

児童クラブの体制は直営を基本とする運営にすべきであり、定期監査で指摘されたことは改めるべきであります。

住民健診の受診率を高める取組を求めます。特定健診については岡崎医師会管内でもあり、岡崎市が実施しているように、医療機関でも受診できるようにして受診率を高め、町民の健康を守る取組を求めます。

発がん性や免疫抑制など健康が指摘されている有機フッ素化合物P F A Sによる汚染が、芦谷地内の地下水から検出されたことは大きな問題であります。愛知県に確認と原因を究明するように求め、愛知県衛生研究所でP H A Sの測定機器を要望をして設置し、県下の汚染防止対策を取るよう求めていくべきではありませんか。

不登校による欠席が増えております。令和3年度は小学校29人、中学校43人で72人ありました。ところが、令和4年度は、小学校47人、中学校66人で113人にも上りました。個々の状況で非常に難しい問題ではありますが、必要な支援を求めるものであります。

職員派遣についてであります。町長は、種まきをするときだといつて10人を国や県などに派遣することは、やはり異常であります。職場内において業務に支障を来している実態さえあります。職員派遣は必要最低限にとどめ、計画的に行うべきであります。

月80時間以上の残業、時間外労働が改善されておりません。また、中途退職や一部の職場では夏季休暇さえ取れない状況も出ております。長時間過密労働を解消し、職員の健康を守り、働きやすい職場環境にあってこそ、町民に寄り添えます。

行政の役割は、住民福祉の増進であります。町民が納めた税金は、コロナ禍や物価高騰の中にあって、町民の命と暮らし、営業を支援する施策を進めることができます。町民生活最優先の行政運営、財政運営を求めて、反対討論といたします。

認定第3号 令和4年度幸田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

国民健康保険が県単位化となって5年目であります。愛知県が標準税率を示して、市町村の値上げを推進する仕組みづくりを進めてきました。これは高過ぎて払えない国保税となり、加入者負担増の仕組みであります。さらに愛知県では、県下統一の標準保険料にすることを目指しており、国保会計では、一気に値上げによる上昇を抑えるため、事あるごとに国民健康保険財政調整基金に積み立て、今では4億7,100万円となっております。限度額は、令和5年度に104万円に引き上げられてしまいました。国民健康保険加入者は、収入の1割を国保税が占めます。これでは、国保税が生活を圧迫するのは明らかであります。せめて協会けんぽ並みにと求めるものであります。

令和4年度から、子どもの均等割5割に軽減する支援制度が始まりましたが、不十分であり、18歳までの子どもの均等割廃止を求め、子育て支援とすべきであります。

国民健康保険の加入者が年々減少している中、高額療養費の負担が国保会計を圧迫している状況が明らかになりました。これ以上の加入者負担を取らないよう、一般会計からの繰入を増やすべきであり、さらに予防への取組強化を求めます。

健康保険証と一体化したマイナンバーカードでの受診時に不具合が相次いでおります。国は、2024年秋に従来の保険証を廃止し、マイナ保険証へ一本化する方針であります。

ですが、個人情報の漏えい、カードの読み取りや顔認証機器の不具合、通信障害、正確な保険資格が確認できないなどトラブルが相次いでおります。従来の紙の保険証は廃止ではなく、継続すべきと求めて、反対討論といたします。

認定第4号 令和4年度幸田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

2008年から始まった後期高齢者医療保険制度は、75歳以上という年齢で区切って、高齢者を別の医療保険へ強制的に追いやるもので、高齢者に対して、それまで扶養家族として負担していなかったものを一人一人から保険料を徴収し、負担増を求めるものとなっております。2年ごとに見直しが行われ、負担増となっていることからも明らかであります。さらに、令和4年10月からは、医療費窓口負担の2倍化は、高齢者に対して受診抑制と負担増となるものであり、反対するものであります。

認定第5号 令和4年度幸田町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

介護保険事業は2000年から始まり、3年ごとの計画をつくり、現在、第8期の中間の決算であります。介護保険料の基準額は、第7期から500円の引上げで、4,300円が4,800円と大幅引上げとなりましたが、そのことによって介護給付費準備基金は1億1,800万円となっております。第8期の引上げは、過大見積もりではなかつたのでしょうか。

一方で、利用者の負担増であります。介護保険施設に入所する低所得者の食費・居住費の補助する制度である補足給付の改悪によって、自己負担増であります。介護保険サービスから要支援1・2を外し、市町村が実施する地域支援事業への移行が行われ、専門職サービスからボランティアサービスへと切り替えられ介護サービス低下となっておりますが、次は要介護1・2を介護保険サービスから外す計画であり、介護取り上げと反対するものであります。

介護保険制度は、家族介護から家族の社会化へとして安心して介護が受けられるようになると制度が創設されたものであります。今、高齢者が増え、介護サービスが増加したからといって、施設介護から在宅介護へとシフトされております。これでは安心して介護が受けられると言えないのではないでしょうか。利用者のニーズに沿って、安心して介護が受けられる制度にすべきと求めて、反対討論といたします。

[14番 丸山千代子君 登壇]

○議長（藤江徹君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

2番、吉本君。

[2番 吉本智明君 登壇]

○2番（吉本智明君） 議長のお許しをいただきましたので、本定例会に上程されました議案につきまして、賛成の立場から討論してまいります。

認定第1号 令和4年度一般会計歳入歳出決算認定についてであります。

幸田町の令和4年度一般会計の決算状況であります。歳入総額で204億4,003万7,000円、歳出総額では190億47万8,000円、形式的収支14億3,955万9,000円、実質収支においても13億8,635万5,000円の黒字決算と

なっております。

まず、歳入につきましては、町税に占める割合が42.7%と87億3,100万6,000円で一番多く、対前年度4.9%の増となっております。これは、大手自動車関連企業の増益による法人市民税の増加、新築家屋の増加や新型コロナウイルス感染症拡大防止のための措置に起因する税負担の特別措置の縮小によります増であります。

幸田町における歳入の基本は、先人たちが積極的に誘致を行った企業による税収でございます。また、積極的な都市基盤整備による人口増に伴う税収であります。今後も基本をしっかりと押さえて、町税のさらなる増収に取り組んでいただきたいと思います。

次に、多い寄附金の16.3%、33億2,868万8,000円につきましては、対前年度1.6%の減であり、ふるさと納税制度についても不透明な部分があり、今後の課題になっていると思います。しかし、制度がある以上は、他自治体よりも多くの寄附を頂けるように、幸田町及び幸田町の産品の魅力をしっかりとアピールし、さらなる増収につなげていただきたいと思います。

次に、歳出につきましては、引き続きコロナ禍での制限された環境ではありましたが、次を見据えての各種投資ができたのではないかと考えます。

交通施策については、町民の足の確保という面で様々な実験に取り組んでいますが、町民目線で何が求められているかを理解した上で、良いシステム構築に向け努力願いたいと思います。

また、子育て支援に関する事業推進、教育施策の推進について、様々な人的投資・建設的投資を行っています。幸田町の未来への投資だと理解していますので、引き続きよりよい施策に取り組んで、子どもたちを育てていただきたいと思います。

本町の道路、公園、町民会館などの施設におきましては、老朽化が目立ってきた施設もございます。長寿命化に向けた、しっかりと点検し町民が安心して生活できるような、必要な修繕に引き続き努力いただけることをお願い申し上げまして、賛成討論といたします。

[2番 吉本智明君 降壇]

○議長（藤江徹君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤江徹君） 反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤江徹君） 賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

これをもって、討論を終結いたします。

これから、上程議案20件及び陳情1件について採決します。

採決の方法は、起立によって行います。

採決は、議案番号順に採決し、その後、陳情の採決を行います。

まず、第47号議案 幸田町災害派遣手当の支給に関する条例の一部改正について、

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤江徹君） 着席願います。

起立全員であります。

したがって、第47号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第48号議案 幸田町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について、本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤江徹君） 着席願います。

起立全員であります。

したがって、第48号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第49号議案 幸田町会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正について、本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤江徹君） 着席願います。

起立全員であります。

したがって、第49号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第50号議案 幸田町火災予防条例の一部改正について、本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤江徹君） 着席願います。

起立全員であります。

したがって、第50号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第51号議案 工事の請負契約について（岩堀住民広場整備工事）、本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤江徹君） 着席願います。

起立全員であります。

したがって、第51号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第52号議案 町道路線の認定及び廃止について、本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤江徹君） 着席願います。

起立全員であります。

したがって、第52号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第53号議案 令和5年度幸田町一般会計補正予算（第4号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤江徹君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第53号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第54号議案 令和5年度幸田町土地取得特別会計補正予算（第1号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤江徹君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第54号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第55号議案 令和5年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤江徹君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第55号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第56号議案 令和5年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第1号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤江徹君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第56号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第57号議案 令和5年度幸田町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤江徹君） 着席願います。

起立全員であります。

したがって、第57号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、認定第1号 令和4年度幸田町一般会計歳入歳出決算認定について、本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤江徹君） 着席願います。

起立多数であります。

したがって、認定第1号は、委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第2号 令和4年度幸田町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤江徹君） 着席願います。

起立全員であります。

したがって、認定第2号は、委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第3号 令和4年度幸田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤江徹君） 着席願います。

起立多数であります。

したがって、認定第3号は、委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第4号 令和4年度幸田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤江徹君） 着席願います。

起立多数であります。

したがって、認定第4号は、委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第5号 令和4年度幸田町一介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤江徹君） 着席願います。

起立多数であります。

したがって、認定第5号は、委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第6号 令和4年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤江徹君） 着席願います。

起立全員であります。

したがって、認定第6号は、委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第7号 令和4年度幸田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定に

について、本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤江徹君） 着席願います。

起立多数であります。

したがって、認定第7号は、委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第8号 令和4年度幸田町水道事業会計利益の処分及び決算認定について、本案に対する委員長の報告は可決及び認定であります。委員長の報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤江徹君） 着席願います。

起立多数であります。

したがって、認定第8号は、委員長の報告のとおり可決及び認定することに決しました。

次に、認定第9号 令和4年度幸田町下水道事業会計決算認定について、本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤江徹君） 着席願います。

起立多数であります。

したがって、認定第9号は、委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、陳情第11号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情書に対する委員長の報告は採択であります。陳情第11号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤江徹君） 着席願います。

起立全員であります。

したがって、陳情第11号は、採択することに決しました。

ここで、途中ではありますが、10分間休憩といたします。

休憩	午前 9時50分
再開	午前10時00分

○議長（藤江徹君） 休憩前に引き続き、会議を開いたします。

日程第3

○議長（藤江徹君） 日程第3、議員提出議案第4号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書の提出について、及び議員提出議案第5号 幸田町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について、以上2件を一括議題といたします。

提出者に趣旨説明を求めます。

まず、議員提出議案第4号について説明を求めます。

11番、廣野君。

[11番 廣野房男君 登壇]

○11番（廣野房男君） それでは、意見書の朗読をもって趣旨説明に代えさせていただきます。

議員提出議案第4号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書の提出について

幸田町議会会議規則第14条第2項の規定により、次のとおり意見書（案）を、所定の賛成者とともに連署し提出します。

令和5年9月27日

提出者	幸田町議会議員	廣	野	房	男
賛成者	幸田町議会議員	岩	本	知	帆
		藤	本	和	美
		吉	本	智	明
		黒	木	一	
		稻	吉	照	夫
		笛	野	康	男

提案理由

定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める必要があるから。

定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書（案）

未来を担う子どもたちが夢や希望をもち、健やかに成長していくことは、すべての国民の切なる願いである。しかし、学校現場では子どもたちの健全育成にむけて、日々真摯に教育活動に取り組んでいるものの、いじめや不登校など子どもたちをとりまく教育課題は依然として解決されていない。また、特別な支援や日本語教育を必要とする子どもも多く、一人ひとりに応じた適切な支援を行うための十分な時間が確保できないなどの課題にも直面している。本年度も政府予算において、小学校における高学年の教科担任制の推進と35人学級の計画的な整備などのための教職員定数改善が盛り込まれた。しかし、中学校における少人数学級の推進や教職員定数改善計画は示されておらず、子どもたちの健やかな成長を支えるための施策としては、不十分なものであると言わざるを得ない。少人数学級は、地域・保護者からも一人ひとりの子どもにきめ細やかな対応ができるという声が多く聞かれる。山積する課題に対応し、すべての子どもたちにゆきとどいた教育を行うためにも少人数学級のさらなる拡充を含めた定数改善計画の早期策定・実施が不可欠である。

また、子どもたちが全国どこに住んでいても、均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。しかし、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国庫負担率は、2分の1から3分の1に引き下げられたまであり、自治体の財政は圧迫されている。教育の機会均等と水準確保のために、義務教育費国庫負担制度の堅持とと

もに、国庫負担率を2分の1へ復元することは、国が果たさなければならない大きな責任の一つである。

よって貴職においては、来年度の政府予算編成にあたり、定数改善計画の早期策定・実施と、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率2分の1への復元にむけて、十分な教育予算を確保されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年9月27日

愛知県額田郡幸田町議会
議長 藤江 徹

(提出先)

内閣総理大臣

内閣官房長官

文部科学大臣

財務大臣

総務大臣 宛

議員各位におかれましては、意見書の趣旨を御理解いただき、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げまして、議員提出議案第4号の趣旨説明とさせていただきます。

よろしくお願いします。

[11番 廣野房男君 降壇]

○議長（藤江徹君） 次に、議員提出議案第5号について説明を求めます。

13番、笹野君。

[13番 笹野康男君 登壇]

○13番（笹野康男君） 皆さん、改めまして、おはようございます。

議員提出議案第5号の提案をさせていただきます。

議員提出議案第5号 幸田町議會議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について

幸田町議会会議規則第14条第2項の規定により、次のとおり、幸田町議會議員の請負の状況の公表に関する条例（案）を、所定の賛成者とともに連署し提出する。

令和5年9月27日

提出者	幸田町議會議員	笹野 康男
賛成者	幸田町議會議員	石原 昇
	岩本 知帆	
	田境 育	
	都築 幸夫	
	廣野 房男	
	丸山 千代子	

提案理由

地方自治法が改正され、議会の議員に係る請負に関する規制が緩和されたことを踏まえ、議員の請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって

議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図るため、必要であるからである。

以上であります。

慎重の上、皆さんの御承認を賜りますよう、よろしくお願ひを申し上げたいと思います。

以上であります。

[13番 笹野康男君 降壇]

○議長（藤江徹君） 趣旨説明は終わりました。

これから、ただいま議題となっております議員提出議案2件について質疑を行います。

質疑は、1議題につき15分以内とし、質疑の回数制限は行いませんので、よろしくお願ひいたします。

初めに、議員提出議案第4号について、質疑を許します。

ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤江徹君） 以上で、議員提出議案第4号の質疑を打ち切ります。

次に、議員提出議案第5号について、質疑を許します。

ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤江徹君） 以上で、議員提出議案第5号の質疑を打ち切ります。

これをもって、質疑を終結いたします。

ここで、委員会付託の省略についてお諮りします。

ただいま議題となっております議員提出議案2件を、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤江徹君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま議題となつております議員提出議案2件は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから、議員提出議案2件について討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤江徹君） 反対討論なしと認め、反対討論を終わります。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤江徹君） 賛成討論なしと認め、賛成討論を終わります。

これをもって、討論を終結いたします。

これから採決します。

採決の方法は、起立により行います。

まず、議員提出議案第4号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制

度の堅持及び拡充を求める意見書の提出についてを原案どおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（藤江徹君） 着席願います。

起立全員であります。

したがって、議員提出議案第4号は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議員提出議案第5号 幸田町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定についてを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（藤江徹君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、議員提出議案第5号は、原案のとおり可決することに決定しました。



日程第4

○議長（藤江徹君） 続きまして、日程第4、第58号議案 令和5年度幸田町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

朗読は省略し、理事者に提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 成瀬敦君 登壇]

○町長（成瀬敦君） それでは、補正予算関係につきまして説明をさせていただきます。

第58号議案 令和5年度幸田町一般会計補正予算（第5号）につきましては、補正予算書の1ページをお開きください。また、議案関係資料は、1ページを併せて御覧ください。

第1条、歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ、1,700万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ206億1,415万1,000円とするものであります。

それでは、補正内容の説明をさせていただきます。

初めに、歳入の補正内容につきまして説明をさせていただきます。

補正予算説明書は、10ページを御覧ください。

75款繰入金、基金繰入金につきましては、幸田駅西第1駐車場について、地権者から契約解除の申入れがありましたことから、当該土地の原形復旧を行うための財源とするため、財政調整基金繰入金1,700万円を追加するものであります。

続きまして、歳出の補正内容につきまして説明をさせていただきます。

補正予算説明書12ページを御覧ください。

30款労働費につきましては、公共駐車場管理運営事業におきまして、幸田駅西第1駐車場について、借地原形復旧工事請負費を新規計上するものであります。

幸田駅西第1駐車場につきましては、昭和55年4月より供用開始され、駐車可能台数としては213台となっており、これまで多くの方に御利用いただいているところであります。同駐車場につきましては、その敷地の一部を借地により使用しており、今回、

その地権者から借地契約解除の申入れがあり、これまで協議を進めてまいりましたが、年度途中ではありますが、これを受け入れることとし返還することになりました。

対象施設といたしましては、駐車場ゲート出入口から北側に位置する 1,037 平方メートルの土地であり、駐車場の台数としては 43 台分であります。当該土地につきまして、契約書に基づき原形に戻すため、主に駐車場の舗装や車止め、ガードパイプの撤去など、工事請負費として 1,700 万円を計上するものであります。

工事期間につきましては、11月末までの完了を予定しております。

今回返還することで、43 台分の駐車場が減少することになりますが、直近 3 カ月の駐車場利用率の数値から判断しましても、今後も現在の利用状況で推移するのであれば、返還しても駅の駐車場スペースとしては必要数が確保できるものと見込んでおります。

以上が、第 58 号議案の提案理由の説明をさせていただきました。

慎重に御審議の上、御可決賜りますようお願いを申し上げます。よろしくお願いします。

[町長 成瀬 敦君 降壇]

○議長（藤江 徹君） 提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑の方法は、会議規則第 55 条及び第 56 条の規定により、15 分以内とし、質疑の回数制限は行いませんので、よろしくお願ひいたします。

理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間の制限に鑑み、簡明なる答弁をお願いします。

第 58 号議案の質疑を許します。

質疑ございませんか。

12 番、稻吉君。

○12 番（稻吉照夫君） 今、私、いろいろと調べて確認をしたいなと思うことがありましたけれども、丁寧に台数等を言っていただいたんで分かりました。

この土地については借地がまだあるのかどうか、その辺のところは確認させていただきたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居靖久君） 幸田駅の駅西第 1 駐車場につきましては、これまで 3 筆ございました。それで、2 筆が町有地でございます。1 筆が民有地ということで、今回はその民有地 1 筆分ですね、そこを解消によりお返しするということでございます。

○議長（藤江 徹君） 12 番、稻吉君。

○12 番（稻吉照夫君） ありがとうございます。そうすると、今後については問題ないというふうに理解いたします。

それと、私、もう一つ、今これは駅西のものですけれども、駅の周りの町有地というのはどうなっているのか。以前に駅舎の橋上化等についていろいろな検討がされて、あの当時でいきますと、全部完成すると 80 億とか、100 億近い数字がというような計画もあったように覚えております。そういう意味で、駅西それと駅全体を含めて、実際に今から幸田駅を改修する等について考えた場合に、その辺の支障がないかどうか。

実際に今後、今は三ヶ根駅のほうの改修関係等を進められておりますけれども、やはり幸田駅のほうもぼちぼち再度計画をというものを出していただきたいなという思いがありますので、お聞きいたします。

○議長（藤江徹君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居靖久君） 今言われた幸田駅の大規模整備という話であると少しお話があれですけれども、環境経済部といたしましては、所管する事業といたしまして駐車場だとか、あと駐輪場、あと一部トイレもございますけれども、そういう意味で申しますと、例えば、今回減ることによって、周りに広げられるところがあるかとかいう観点で申し上げますと、そこは今ない状況でございます。なので、今後の、繰り返しになりますけれども、駅の大規模改修となるとちょっと話が違ってきますけれども、所管する事業でいいますと、そういう状況でございます。ただ1点、駅西の川向こうに第2駐車場がございますので、そこについてはまだ特にゲートがあつたりだとか、そういうことがないものですから、そこについては今後いろいろ整備をしていくだとか、駅西第1で減った分を、少し心配な部分を手当てしていくだとか、そういうことは検討していく余地はあるのかなというふうに思っております。

○議長（藤江徹君） 12番、稻吉君。

○12番（稻吉照夫君） 分かりました。いずれにしましても、幸田の駅周辺というのはまだまだ今から再開発等が私は必要だと思っております。特に駅舎、プラットホームを含めて、まだまだ手を入れていかないと使い勝手が悪い部分があろうかなと思っております。ただ、悪いことに、利用客がコロナ以降、減りつつあるというのが一つ心配な種でありますけれども、やはり、幸田の玄関としてふさわしい今後の駅、駅前を中心に駅の周りを整備してほしいなという希望もありますので、この土地返還に関わって、次の事業等を考えた場合にどうあるべきかというのは、やはり計画をしっかりとお願いして質問を終わります。

○議長（藤江徹君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居靖久君） 今回は実際、先ほど町長が申し上げたように、43台減るわけでございます。いわゆる余裕、今現在でも多少は余裕はもちろんあるんですけれども、その余裕の部分がなくなってしまいます。それから、コロナ禍が今後開けてくると、もう少し利用者の増加も想定をされます。そういう意味で幸田町の駅、幸田駅の西側の第1駐車場、それから第2駐車場を併せていろいろ検討してまいりたいと思っております。

○議長（藤江徹君） ほかにございませんか。

14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 幸田町は、借地解消に向けて順次進められているわけでありますけれども、町民の財産を使って、そして、いろいろと整備をしてきた、こうした問題が教訓としてなかったのかということあります。一つには、大きなものといたしましては、町民会館の借地解消ができずに、そして、調整池を移転をして返還をしてきた経過がある。また、鷺田の住民広場においても原形復旧を伴って、そして、借地を返還してきた経過がある。こういう状況の中で、やはり、それぞれ所管において洗い出しをしな

がら、せっかく整備をしてきたこの幸田町の財産が返還をする、そして原形復旧をする、そういうことのないように、やはり洗い出しをしてやっていくべきではないかというふうに私は思います。

そこで、お聞きをするわけでありますけれども、今回、町長が説明されましたように、いろいろと借地解消に向けて取り組んできたわけでございますけれども、これがなぜこのように原形復旧という形になって、地権者から買収をするということができなかつたのか。この点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（藤江徹君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居靖久君） 借地ですので、文字どおりお借りをしているということでございますので、相手方のこともございますのでなかなか細かいところまでというところがありますけれども、この土地に限ってということであれば、もう40年近くお借りをしているというところでございます。毎年更新もさせていただいて、1年契約ということでお話をさせていただいてます。当然町のほうで買わせていただくだとかいう話をさせてもらいながら、向こうの意向を、今後はどうでしょうかといったような話をさせてもらひながら進めてきたわけでございます。しかしながら、ここで、今回こういう形でお願いしているように、急遽向こう様の御都合でどうしてもというお話がございましたので、今回こういった形で解消するに至ったということでございます。

こここの前段の丸山議員のお話に戻りますけれども、我々も事前に要求資料で出させていただいたように、借地状況はまだほかにもございます。一度本当に見直しをして、今後しっかり進めてまいりたいなというふうに思っております。

○議長（藤江徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 借地には借地権というのがあるわけですけれども、こうした町が整備をしたものについては毎年度更新をしながらやっているということではありますけれども、こうした問題につきましては、例えば整備をした案件について、これは借地権というものが求められないのかということではありますが、例えば学校、中央小学校もそうです。北部中学校もそうです。これを返還せよと言われたときにどうするんだという問題ですね。たまたま町民会館にあっては隣地に移転をして、そして端っこだったからよかったですよというような問題であったわけで、今回も端っこだから、もう返還をしても問題はないよと、こういうような安易な気持ちでやられたら、これは整備をした甲斐がないと言わざるを得ないわけであります。こうした問題について、やっぱりきちんと地上権の設定といいますか、そういうものについて借地するときの条件をきちんとやっていくべきではないかと思うんですが、その点についてはどうなんでしょうか。これは弁護士さんも入れてやっていく、そういう問題であるかというふうに思うんですが、法律的な問題もありますので、その辺のところはいかがなんでしょうか。毎年毎年更新してからいいやというような問題ではないというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（藤江徹君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居靖久君） まず、今回の案件に限っては急遽の申出があったということではありますので、当然、担当者それから専門家のほうにも相談をさせていただいて、今日に至っているということであります。繰り返しになりますけど、先ほど申し上げた

ように毎年の更新ということなので、事務的な印鑑をもらうだとか、そういうことだけではなくて、先ほど申し上げたように、今後の計画だとか町の考え方、もちろんその金額の問題、そういったことも毎年毎年詰めながら更新をしている状況でございます。これも繰り返しになりますけれども、この案件に限らず、ほかにも所管する内容で借地もございます。それから、一覧表を見てみますと町内全域でかなりありますので、そういったものについては、いま一度確認しながら、こういった今議員が言われた、たまたまということになりますけども、本当に困ってしまう案件も当然出てくると思いますので、こういったものを今回をきっかけに一度再検討はしたいなというふうに思っております。

○議長（藤江徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） これは、借地行政が招いた結果であります。議会でも、これは誰もが取り上げながらやってきた経過があって、安易に公共用地の取得をしないで、そして借地を結んでやってきた過去のそのツケを今現在払っているわけでありますけれども、これが、やはり禍根を残すというようなことになってまいります。いま一度こうした問題を見直しながら、再度これをどのように永続的にやっていくかという問題をきちんと検証していただきたいというふうに思っておりますので、この問題をよろしくお願ひしたいということで質問を終わりたいと思います。

○議長（藤江徹君） 町長。

○町長（成瀬敦君） 町全体の借地ということになりましたので、私もそれぞれの事業に直接携わったわけではありませんけれども、やっぱりこういう立場にいるので、中学校もグラウンドもその当時の背景を鑑みれば、とにかく造ることが大事、ちょっと失言してるかもしれませんけど、造らないといけないというような諸事情があったと思います。そのときに広大な面積を借地でいか買っていくかというところで様々な議論があったと思いますけれども、まずは町民の事業、核となる施設、広場等々を造りたいというがためにこのような課題を残したことあります。今言われた疑義は課題となって浮き彫りにされているので、全ての借地については継続的に譲っていただきたいというようなお願ひはしておりますけれども、やはり、歴史的な背景の中で相手方の諸事情が決して理不尽ということにはなりません。間違いなく相手方の意見も聞きながら、私たちの主張もしながら、今後、今浮き彫りにされました議題等は、やっぱり法的な根拠も含めてしっかりと今後の諸事業推進に当たってのよき教訓だと思うので、それについては買っていくような形で努めるというようなことが今後適正な処理方法だと私は思いますので、今言われたような指摘は十分踏まえた上で、今後の事業遂行に当たっていきたいと思っております。

○議長（藤江徹君） ほかにございませんか。

13番、 笹野君。

○13番（笹野康男君） 本当に丸山議員の言われるとおりだと思っておりますけれども、本当に幸田駅の西側の重要な幸田町の将来の事業に対しては、私は非常に貴重な土地だというふうに理解しております。その中で、どうして買うことができなかつた、本当に売ってくれなかつたのか、ここの交渉の中で。それが、まず1点お聞きしたい。例えば、1円のものが倍だよ、3倍だよと、こう言われちゃつたのかどうかという問題。そこら

点も再度確かめたいなというふうに思っています。

○議長（藤江徹君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居靖久君） 駅西の今回の借地をしている土地を町のほうに売っていただくような件ということでございますが、こちらにつきましてもちょっと相手のこともございますので細かくは申し上げられませんけれども、担当者としては、当然毎年先ほど申し上げたように更新の手続が要るということで足を運びまして、相手様の御意見も聞きながら、当然更新ありきという形でやっているわけではなく、町のほうに売っていただきたいという形も併せて毎年お話をしているわけでありますけれども、やはり、お向こう様の御都合があって、これまで貸してはいただけるけれども、売りはなかなか難しいというのが何年間か続いているということでございます。

○議長（藤江徹君） 13番、 笹野君。

○13番（笹野康男君） 確かに地権者の考え方でありますので、地権者のものでありますから本当につらい部分があるわけであります。ただ、1点私が思うのに、過去の考え方の中で、町民のためにいろいろな事業をするために、とりあえず買うじゃなくて借地でもいいので、その事業を進めていこうやという形で、借地行政の中で事業等々が私は町民のために進められてきたと、そういうふうに私は理解をしているわけでありますけれども、その中で、今、この現在になっては、その借地の問題で非常につらい部分が出てきたということで、今後の考え方としては、公共の事業に関してはやっぱり借地は極力なくしていく。ただし、町民のためにこの事業はどうしてもこの場所でやらなきゃならんというときは、私は借地行政があってもいいんじゃないのかなと思うわけであります。ただ1点、そうしたときに契約をする際に、5年後、10年後には必ず買い取りをしますから、そのときの状況によってお願いをしますと、そういう契約までちゃんと示していくということが私は必要じゃないのかなというふうに思います。それは、本当に事業をするためには、この土地でなくてはあかんという場合があるわけであります。そういうときは当然借地というのを考慮することも僕は必要だというふうに思っております。そういう点では、今後の町民のための事業の中で、やはり、そういうことが多々起こる可能性だってあるわけであります。そういうことは十分検討しながら、契約をする際に、先ほど申し上げたとおり、何年後にはもうちゃんとを買収しますよ、売ってくださいよという関係をちゃんとつくっていく、契約を結んでいくということが必要じゃないのかなというふうに思っています。それと、いろいろこれからも事業を当然やっていかれると思いますけれども、そういう中でも全部土地を買っていく、場所を買っていくというのは非常に金銭的にもつらい部分も確かにあろうかと思います。そういう点では、やはり、十分なことを考えながら、町民のために事業を進めていってほしいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（藤江徹君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居靖久君） 今回の案件に起因する少し限った話とさせていただきますと、環境経済部としては、この駐車場・駐輪場関係につきましては、新規の契約の予定とか、それは今ないわけでありますけれども、もしそうなった場合については、今議員

に言わされたことを加味しながら、双方の契約を進めていかないといけないかなと思います。

直近といたしましては、これも先ほど申し上げましたけど、まだ駐車場に関して借地がございますので、そういったものもこれから契約を当然更新していく時期が来ますので、そこについてはまた町の考えもしっかり伝えてまいりたいなというふうに思います。

今回は43台減ということで、数字の上では何とか乗り切れるかなと思っていますけれども、やはり利用者の方、町民の方、それから使ってみえる町外の方も含めてですけども、どうしても御迷惑がかかる案件ですので、極力そういった方々に迷惑がかからないように、とりあえずはこの案件については進めたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○議長（藤江徹君） 町長。

○町長（成瀬敦君） 今お話ありましたが、借地について将来これからいろいろな諸事業を推進するために必ず用地買収を行って、その上に建物を建てていく、広場をつくっていく、これについては原則論だと思っております。絶対に借地は駄目だと言われますと、今後の諸事業が臨機応変にできなくなる可能性もあるので、今言われましたように、借地をもし万が一何らかの形で対応するならば、そこについてはしっかりと期限限定的な諸条件だとか、納得できるような借地、まずは基本的にはしないつもりでありますけれども、そういうことが絶対ないと、絶対するなということではないと思われた御意見に対しては、そういったような借地に対するある一定の縛りというのも必要だという認識に立ちたいと思います。

○議長（藤江徹君） 13番、笹野君の質問は終わりました。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤江徹君） 以上で、第58号議案の質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

ここで、委員会付託の省略についてお諮りします。

ただいま議題となっております第58号議案を、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤江徹君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま議題となっております議案は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから、上程議案1件について、討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤江徹君） 反対討論なしと認め、反対討論を終わります。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（藤江徹君）賛成討論なしと認め、賛成討論を終わります。
これをもって討論を終結いたします。
これから採決いたします。
採決の方法は、起立により行います。
第58号議案 令和5年度幸田町一般会計補正予算（第5号）を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

[賛成者起立]

○議長（藤江徹君）着席願います。
起立全員であります。
したがって、第58号議案は、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第5

○議長（藤江徹君）日程5、閉会中の委員会行政視察の件を議題といたします。
会議規則第73条の規定により、お手元に配付のとおり、福祉産業建設委員会委員長、総務教育委員会委員長から、委員会における所管事務に関する行政視察を行いたい旨の申出がありました。

お諮りします。
委員長の申出のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（藤江徹君）異議なしと認めます。
したがって、委員長の申出のとおり決定いたしました。
以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。
お諮りいたします。
今回の定例会において議決された議案中、条項、字句、数字、その他の整理を必要とするものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。
御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（藤江徹君）異議なしと認めます。
したがって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。
これにて、令和5年9月1日に召集された令和5年第3回幸田町議会定例会を閉会といたします。

閉会 午前10時40分

○議長（藤江徹君）閉会に当たり、町長の挨拶を行います。
町長。
〔町長 成瀬 敦君 登壇〕
○町長（成瀬敦君）令和5年第3回幸田町議会定例会の閉会に当たりまして、一言お礼

の挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、去る9月1日から本日までに至る27日間の長きにわたり、御多用にもかかわらず、終始熱心に御審議いただき、私どもが提案いたしました全議案とも議決を賜り、心から感謝とお礼を申し上げます。

成立いたしました各議案の執行に当たりましては、本会議及び委員会での審議の際に頂きました御意見、御提言等を重く受け止め、十分に留意をいたし、その推進を図ってまいります。

また、令和4年度の決算につきましても、認定をいただきありがとうございました。議員の皆様方から、幅広く多分野にわたり頂いた的確な御意見等を真摯に受け止めさせていただきます。

一般質問につきましては、8名の議員の方々からいただきました。どれも時宜を得た内容で、その都度答弁をさせていただきましたが、さらに検討をいたし、今後の町政推進に生かしてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

ここで、御報告とお知らせをいたします。

御報告の1点目といたしましては、愛知県営水道の料金改定に係る緊急要望書の提出についてでございます。

愛知県企業庁の県営水道につきましては、本町を含む県内49市町村に水道用水を供給しておりますが、さきの愛知県議会の6月議会、経済労働委員会において、愛知県企業庁から、燃料価格の高騰に伴う電気料金の増額などによる収支の悪化を理由に、自治体などへの水道料金の値上げを検討する旨の説明があったとの一部報道がありました。これを受けて、この件は各町村に共通する大きな課題であり、緊急の対応を要するものであることから、先日、県内の町村を代表して、愛知県町村会から愛知県知事に対し、愛知県営水道の料金改定に係る緊急要望を提出いたしました。

要望の内容は大きく2点であります。

まず、1点目は、収益悪化の主要因である電気料金の今年度の動向は、ピーク時に比べ下落傾向にあることから、水道料金改定の必要性について慎重な検討を求めるこ

2点目といたしましては、県営水道料金の改定は、受水団体である市町村の水道事業者に与える影響が大きく、ひいては住民に負担を求めるにつながるため、短期間の電気料金等の動向だけで改定の方向性を示すのではなく、各事業者の意見を聞きながら、十分な検討期間を設けて協議することを求めることであります。

水道は、私たちの生活や社会活動を支える極めて重要なライフラインであります。将来にわたり安全で安定した良質な水道水の確保に努めるため、今後の県の動向を注視してまいります。

続いて、御報告の2点目といたしましては、協定の締結についてでございます。

本町は、北海道剣淵町、それから京都府京丹波町のそれぞれにつきまして、協定の締結書を10月7日、土曜日、天の丸において執り行います。まず、本町と北海道剣淵町との協定につきましては、まちづくり連携協力に関する基本協定とし、それぞれの町の資源や機能等の活用を図りながら、幅広い分野で相互に連携協力することにより、地域社会の持続的な発展、地域課題への対応及び地域交流の活性化に寄与することを目的と

するものでございます。

次に、本町と京都府京丹波町との協定につきましては、まちづくり連携協定とし、まち・ひと・しごと創生の実現に資するため、相互の交流を促進し、魅力の発信や事業の連携を図り、相互の豊かなまちづくりの実現を目指すことを目的とするものでございます。今後この2つの協定を生かし、本町の特色を生かしたまちづくりを一層推進してまいります。

この協定案につきましては、今、互いの市町と微調整を行っておりますので、この協定締結案につきましては、協定締結後に後日、皆様方のところに御報告できるような機会を設けさせていただきたいと思います。

次に、お知らせについてでございます。

JR東海主催の秋のさわやかウォーキング、9月30日、土曜日、午前8時30分から開催されます。秋のこうた筆柿の里を訪ねてと題しまして、JR幸田駅をスタートとし、須美公民館、道の駅筆柿の里・幸田を経て、幸田駅に戻ってくるコースとなっています。須美公民館では、地元須美区の方々の御協力により大凧が展示されることとなっており、またゴールとなる幸田駅では、旬である筆柿のPRを行います。お越しになる多くの方に幸田町を楽しんでいただけるイベントになるように盛り上げてまいりたいと思っております。

最後になりますが、まだまだ暑い日が続いておりますが、今後は一日一日と秋の深まりを迎えます。体調管理にはくれぐれも御留意をいただき、今後の町政の発展のため、さらなる御活躍、御尽力を賜りますようお願いを申し上げ、お礼の御挨拶といたします。

長期間にわたり、ありがとうございました。

[町長 成瀬 敦君 降壇]

○議長（藤江 徹君） 議員各位には、何かと御多忙の中、長期間にわたり熱心に御審議を賜り、また、議事の進行に御協力いただきまして、誠にありがとうございました。

理事者各位には、成立した議案の執行に当たっては、適切に運用されますよう、お願いいたします。

大変御苦労さまでした。

本日は、これで散会といたします。

散会 午前10時47分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

令和5年9月27日

議長

議員

議員